

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年3月 27 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400995 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400132 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 4 年 7 月 31 日から平成 5 年 4 月 1 日に訂正し、平成 4 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 30 万円、同年 10 月から平成 5 年 3 月までの標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

平成 4 年 7 月 31 日から平成 5 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 7 月 31 日から平成 5 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に雇用形態の変更はなく、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社の事業主の回答並びに請求者から提出された同社の給与明細書及び普通預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成 5 年 3 月 18 日付けで、平成 4 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、遡って同年 7 月 31 日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社の被保険者 35 人（請求者を除く。）は、請求者と同様に、平成 5 年 3 月 18 日付け又は同年 3 月 19 日付けで、当初記録されていた平成 4 年 10 月の定時決定の記録等が取り消され、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年 7 月 31 日と記録されていることが確認できる。

さらに、A 社に係る商業登記の記録によると、同社は平成元年 3 月 20 日に会社成立し、平成 8 年 12 月 20 日に解散しており、請求期間を通して同一の法人であることが確認できるものの、請求期間当時、同社は平成 5 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、

同じB市内で、事業所名称及び事業主が同一の事業所が、同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

加えて、請求者と同様に、上記B市内の二事業所で厚生年金保険の加入記録がある27人に、請求期間当時のA社の業績等について照会したところ、複数の者が同社は業績が悪かった旨、また、社会保険料の滞納があった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、平成5年4月1日とすることが妥当である。

また、請求者の平成4年7月から平成5年3月までの標準報酬月額については、請求者に係る資格喪失時（平成4年7月31日）の厚生年金保険の記録及び取り消された平成4年10月の定時決定の記録から、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から平成5年3月までは32万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400455 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400133 号

第 1 結論

- 1 請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 4 月 20 日から平成 10 年 10 月 1 日まで

請求期間のうち、平成 6 年 4 月 20 日から同年 10 月 20 日までの期間に勤務していた A 社及び同年 10 月 20 日から平成 10 年 10 月 1 日までの期間に勤務していた C 社に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A 社に係る商業登記の記録及び請求者から提出された同社の担保取消申立手続に係る資料（平成 6 年 12 月 9 日付け）から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は、平成 8 年以前の資料は保管していない旨回答している上、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る商業登記の記録により確認できる平成 6 年 4 月 20 日から同年 10 月 20 日までの期間における代表取締役 4 人及び請求者が記憶している総務経理の担当役員は、オンライン記録によると全員が既に亡くなっている上、連絡先が確認できる複数の元役員に照会したものの、請求者のことを記憶する者から回答を得ることはできなかった。

- 2 C 社に係る商業登記の記録、複数の元役員の陳述及び請求者から提出された念書（平成 9 年 6 月 20 日付け）から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、請求者は給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、商業登記の記録によると、C社は平成25年4月30日付けで解散しており、請求者を除く元代表取締役は既に亡くなっている上、上記複数の元役員は、同社の厚生年金保険の取扱いが不明である旨陳述している。

- 3 請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者が当該期間に居住していたD市の回答により、請求者は、当該期間を含む平成6年4月1日から平成28年8月2日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。